

野焼きに関する法規制等抜粋

●神奈川県生活環境の保全等に関する条例（抜粋）

（屋外における焼却の制限）

第 49 条 何人も、燃焼の際排煙又は悪臭を発生するおそれがある合成樹脂、ゴム、木材その他の物で規則で定めるものを、屋外において焼却してはならない。ただし、次に掲げる焼却については、この限りでない。

（１）規則で定める焼却施設を用いる焼却

（２）地域的慣習による催しに伴う焼却その他の規則で定める焼却（規則で定める物の焼却に限る。）

２ 前項第 2 号の焼却を行う者は、周辺の生活環境に影響を及ぼすことのないように努めなければならない。

●神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（抜粋）

（屋外における焼却の制限）

第41条 条例第49条第 1 項に規定する規則で定める物は、次に掲げる物及びこれらを含む物とする。

（１）合成樹脂

（２）ゴム

（３）木材（伐採木及び木の枝を含む。）

（４）油脂類（鉱物油及び有機溶剤を含む。）

（５）布

（６）紙

２ 条例第49条第 1 項第 1 号に規定する規則で定める焼却施設は、別表第 5 の 2 の規制基準に適合する焼却施設とする。

３ 条例第49条第 1 項第 2 号に規定する規則で定める焼却は、次に掲げる焼却とする。

（１）農林業者（日本標準産業分類に定める農業、林業（管理、補助的経済活動を行う事業所（01農業）（園芸サービス業に係るものに限る。）及び園芸サービス業を除く。）を営む者をいう。）が、自己の農業又は林業の作業に伴い行う焼却であって軽微なもの

（２）日常生活を営む上で通常行われる焼却であって軽微なもの

（３）屋外レジャーにおいて通常行われる焼却であって軽微なもの

（４）教育活動の一環として通常行われる焼却であって軽微なもの

（５）地域的慣習による催し又は宗教上の儀式行事のために必要な焼却

（６）消火訓練に伴う焼却

（７）災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な焼却

４ 条例第49条第 1 項第 2 号に規定する規則で定める物は、第 1 項第 3 号、第 4 号（前項第 6 号に掲げる焼却に限る。）及び第 6 号に掲げる物とする。

別表第5の2 廃棄物焼却炉に係る基準（抜粋）

（2） 廃棄物焼却炉の設備基準

施設の規模	設備基準
1 時間当たりの焼却能力が 200kg未満（火格子面積が2 m ² 以上のものを除く。）	1 一次燃焼室、助燃バーナーを備えた二次燃焼室及び通風を調整できる設備又はこれらと同等以上の効果を有すると認められる方法を講じた設備を設置すること。 2 炉内温度計を設置すること。 3 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく廃棄物を焼却できるものであること。 4 外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができる供給装置が設けられていること（ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められる焼却設備の場合を除く。）。
1 時間当たりの焼却能力が 200kg以上（200kg未満であつて、火格子面積が2 m ² 以上のものを含む。）	1 一次燃焼室、助燃バーナーを備えた二次燃焼室及び通風を調整できる設備又はこれらと同等以上の効果を有すると認められる方法を講じた設備を設置すること。 2 炉内温度計、集じん装置入口温度計、酸素濃度計及び一酸化炭素濃度計並びにそれらの記録装置を設置すること。 3 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく廃棄物を焼却できるものであること。 4 外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができる供給装置が設けられていること（ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められる焼却設備の場合を除く。）。

【参考】

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（焼却禁止）

第16条の2 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 1 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 2 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 3 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、5年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 1 5 第16条の2の規定に違反して、廃棄物を焼却した者

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（抜粋）

（焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却）

第14条 法第16条の2第3号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。

- 1 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 2 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 3 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 4 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- 5 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの